

第1章 計画の基本的事項

(1) 計画の背景と目的

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤を脅かす緊急かつ重要な環境問題のひとつとされています。本市は、これまで国東市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、市有施設における温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

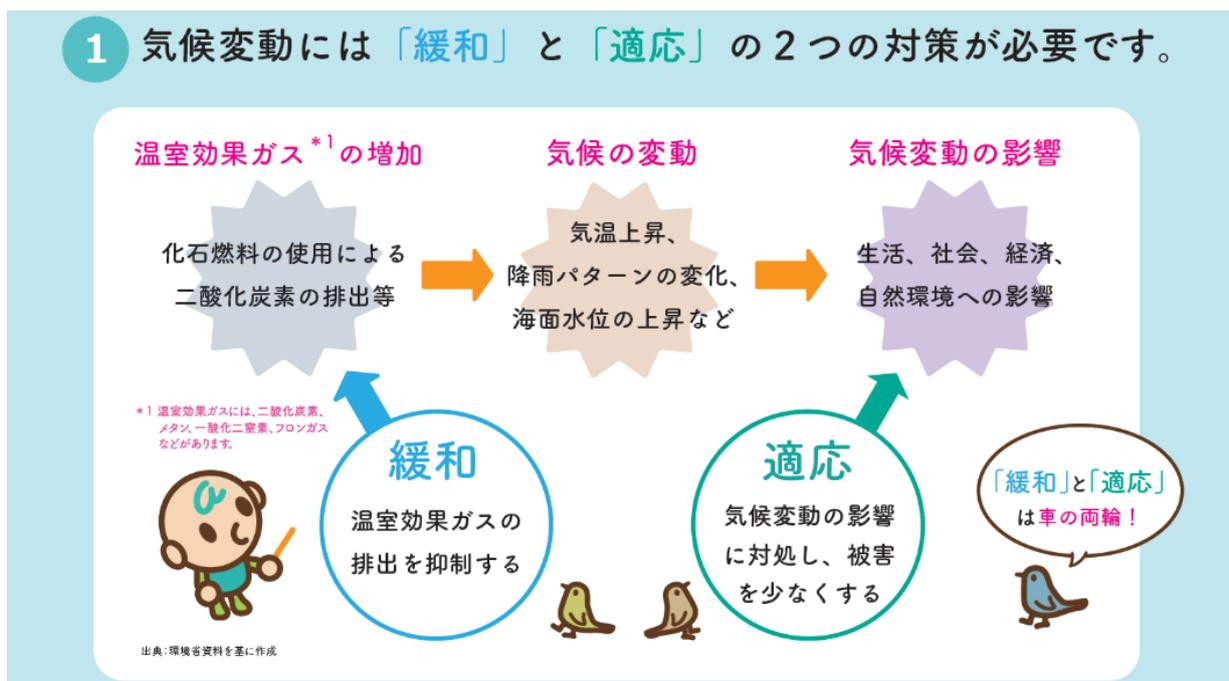
2022年1月、本市は「国東市カーボンネガティブ宣言」を表明しました。このなかで、本市は、市民、地域事業者、九州大学都市研究センターをはじめとした多種多様な主体との連携により、温室効果ガス排出量実質ゼロとなる「カーボンニュートラル¹」をなるべく早い段階で達成し、2050年までには二酸化炭素の排出量が実質マイナスとなる「カーボンネガティブ²」を目指すこととしています。

カーボンネガティブの達成を目指して取組を進めていくため、市域全体の温室効果ガス排出量の現状把握、将来推計を行うとともに、温室効果ガス排出量の削減目標と目標を達成するための施策などをまとめた、「国東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、2050年度までにカーボンネガティブを達成するための大きな方針を定めるとともに、まずは2030年度までに取り組むべき計画を示すこととします。

またあわせて、気候変動影響への適応策も示し、本計画を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けるものとします。

■地球温暖化対策の「緩和策」と「適応策」



出典：気候変動適応情報プラットフォーム「未来のために今はじめよう！気候変動への『適応』」

¹ 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と、植林、森林管理などによる吸収量の差し引きがゼロになること。

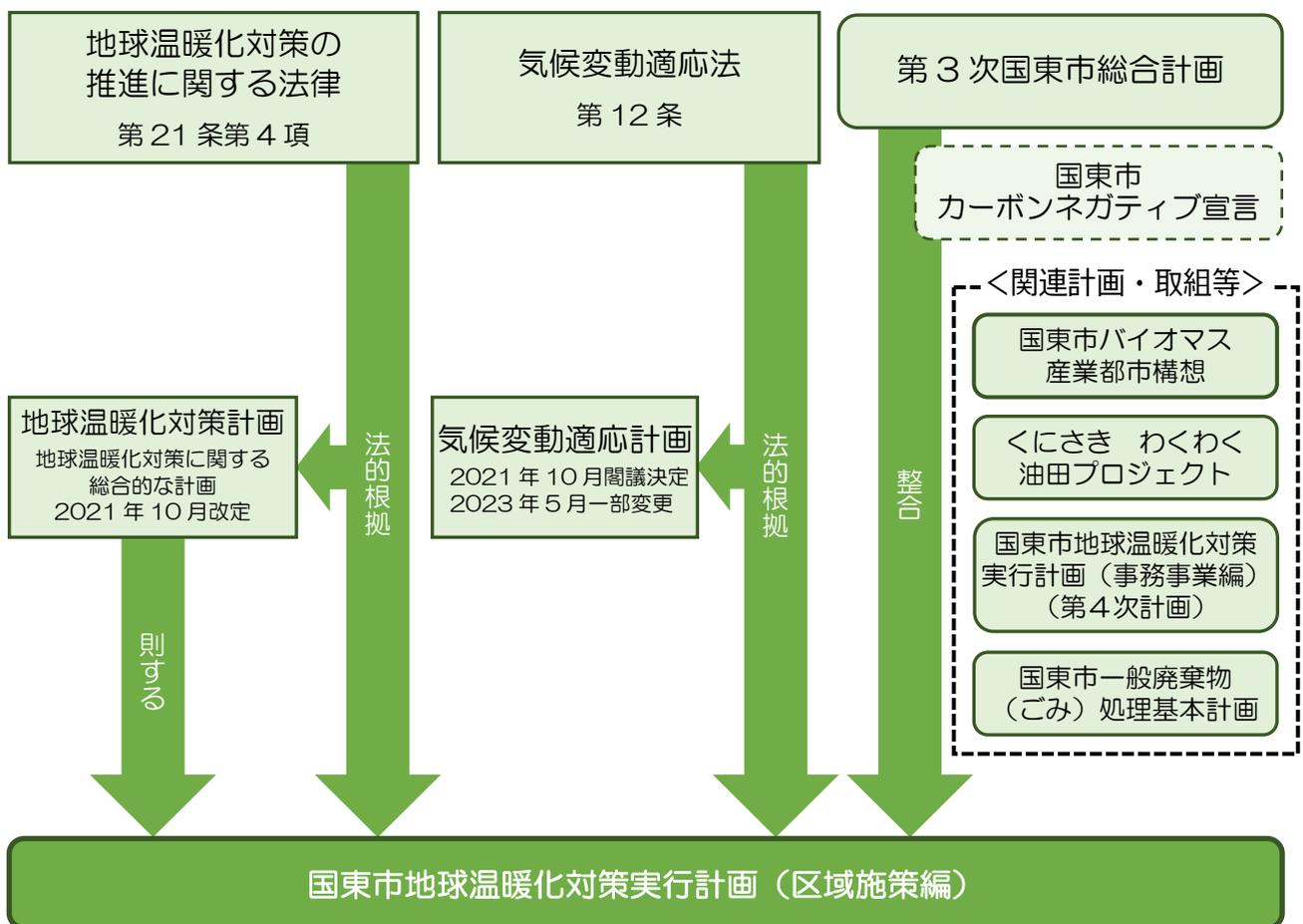
² 植林、森林管理などによる吸収量が、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を上回ること。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 4 項に基づく法定計画であり、国東市総合計画等の関連計画と連携を図りつつ、本市の特性に応じて市民、事業者、団体等と協力して地球温暖化対策に取り組むための計画です。

また、本計画は気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画に位置付けることとします。

■計画の位置づけ



(3) 計画の期間と目標年度

本計画の期間は、2024年度から2030年度までの7年間とします。

また、国の地球温暖化対策計画に準じて、計画の基準年度を2013年度、計画の目標年度を2030年度とします。そして、「国東市カーボンネガティブ宣言」を見据えて、最終目標年度を2050年度とします。

なお、継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、社会情勢の変化や取組の実施状況等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) 対象区域

計画の対象区域は、国東市全域とします。

(5) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた7種類のガスです。

ただし、市内の社会・経済活動の状況を踏まえ、温室効果ガス排出量の算定・管理対象は、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類とします。

■温室効果ガスの種類

温室効果ガスの名称		特徴	用途・排出される場所
CO ₂	二酸化炭素	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼等
CH ₄	メタン	天然ガスの主成分	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立等
N ₂ O	一酸化二窒素	安定した窒素酸化物、人体にとって無害	燃料の燃焼 工業プロセス等
HFCs	ハイドロフルオロカーボン類	オゾン層を破壊しない安定したフロン	冷媒、化学物質の製造プロセス等
PFCs	パーフルオロカーボン類		半導体の製造プロセス等
SF ₆	六フッ化硫黄	絶縁性が高い	電気の絶縁体など
NF ₃	三フッ化窒素	助燃性がある、人体にとって有害	半導体の製造プロセス等

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター